○雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱

平成28年６月13日告示第92号

改正

平成31年３月１日告示第17号

令和６年３月18日告示第57号

令和６年６月１日告示第120号

雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町の定住人口の増加を図るため、本町への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う若者に対し、交通費の一部を予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定め、その経済的負担を軽減するとともに、人口減少対策の充実を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす本町への移住を検討している者とする。ただし、本町の移住体験のための団体ツアー参加者及び雫石町地域おこし協力隊設置規則（平成28年雫石町規則第14号）に基づく地域おこし協力隊の採用試験にかかる面談者は除く。

（１）　県外に住所を有する者で、当該年度において次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア　39歳以下の者

イ　18歳以下の子を養育している者

（２）　来町期間中に、七ツ森地域交流センター条例（平成30年雫石町条例第27号）別表に規定するお試し住居又は町内の旅館業の営業許可を有する宿泊施設に宿泊する者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団に関係しない者

（対象となる活動の範囲）

第３条　助成対象者は、鉄道（新幹線又は在来線）、高速バス、自家用車（高速道路利用に限る。）又は飛行機により来町し、来町中に次の各号のいずれかに該当する活動を行うとともに、本町職員との面談による移住相談を行うものとする。

（１）　本町への移住を目的として、町内で住居又は仕事を探す活動

（２）　本町への移住を目的として、町内の地域情報を収集する活動

（３） 前２号に掲げるもののほか、本町への移住を目的とした活動であって、町長が特に認めるもの

（助成金の額等）

第４条 助成金の額は、一人来町１回につき、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１） 現住所が東北（青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）地域である者 5,000円

（２） 現住所が北海道、関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越（山梨県、新潟県、長野県）地域である者 13,000円

（３） 現住所が前２号に掲げる以外の地域である者 18,000円

２ 助成対象者に同行者がいる場合、同行する小学生以上の同居親族を助成金の算定対象に加える。ただし、当該同行者が小学生以上高校生以下の場合は前項に定める金額に50％を乗じて得た額とする。

３ 助成対象者に同行者がいる場合の助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

（１） 現住所が東北地域 11,000円

（２） 現住所が北海道、関東、甲信越地域 29,000円

（３） 現住所が前２号に掲げる以外の地域 40,000円

４ 同一助成対象者に対する助成金の交付は、同一年度内において１回、通算して２回を限度とする。

（交付申請）

第５条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雫石町若者定住活動支援助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に申請者及び同行者の現住所及び年齢を証する書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第６条 町長は、申請書の提出があった時は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、助成金の交付を決定し、雫石町若者定住活動支援助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２ 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成対象活動が終了した時は、雫石町若者定住活動報告書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第７条　町長は、前条第２項の書類の提出があった時は、当該書類の審査を行い、その内容が適当と認めたときは、交付する助成金の額を決定し、雫石町若者定住活動支援助成金交付確定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた者は、速やかに雫石町若者定住活動支援助成金交付請求書（様式第５号）を町長に提出し、交付の請求を行うものとする。

３　町長は、前条の規定による請求が適正であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第８条　町長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、第６条第１項の規定による交付決定を取り消し、その者に当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成31年３月１日告示第17号）

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和６年３月18日告示第57号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月１日告示第120号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

雫石町長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

雫石町若者定住活動支援助成金交付申請書

雫石町若者定住活動支援助成金の交付を受けたいので、雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請をします。

助成申請額	円					
滞在期間	年　月　日から　年　月　日まで					
宿泊日	年　月　日（から　年　月　日まで）					
助成対象活動	□住居を探す活動 □仕事を探す活動 □各施設の情報を収集する活動 □その他、雫石町への移住を前提とした活動 ※助成対象活動終了後の報告を要します。					
本町までの移動手段	□新幹線、在来線（　駅　～　駅） □高速バス（運行区間：　～　） □高速道路（運転区間：　IC　～　IC） □飛行機　（　空港　～　空港） ※高速道路を利用しない自家用車での移動は対象となりません。					
宿泊施設名						
宿泊者		氏名	住所	年齢	性別	続柄
	申請者					本人
	同行者					

※申請者及び同行者の現住所及び年齢を証する書面（個人番号カード等）の写しを添付してください。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

雫石町若者定住活動支援助成金交付決定通知書

様

雫石町長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった雫石町若者定住活動支援助成金について、下記のとおり決定したので、雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

雫石町長　　様

助成決定者　住　　所
氏　　名
電話番号

雫石町若者定住活動報告書

雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱第６条第１項の規定によって交付決定された雫石町若者定住活動支援助成金について、助成対象活動が終了しましたので、同条第２項の規定により報告します。

助成対象活動	□住居を探す活動　□仕事を探す活動 □各施設の情報を収集する活動　□その他、雫石町への移住を前提とした活動	
月　日	活動内容	備　考
		時間： 場所：
		時間： 場所：
		時間： 場所：
		時間： 場所：

本町までの移動手段	

移住相談面談者	雫石町担当者氏名　　㊞

※町内への宿泊を証する領収書等を添付してください。

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

雫石町若者定住活動支援助成金交付確定通知書

様

雫石町長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった雫石町若者定住活動支援助成金について、下記のとおり確定したので、雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

１　交付確定額　　金　　円

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

雫石町若者定住活動支援助成金交付請求書

雫石町長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で交付確定の通知があった雫石町若者定住活動支援助成金の交付について、雫石町若者定住活動支援助成金交付要綱第７条第２項の規定により次のとおり請求します。

１　請求額　　金　　円

２　振込先　　金融機関名

支店名

預金種目

口座番号

口座名義